

新型コロナウイルス感染症に伴う特例取扱いについて

介護老人保健施設ききょうの郷では、通所リハビリテーション(デイケア)・ショートステイを利用していただくにあたり、厚生労働省より臨時的な取扱いとして示された『新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第12報)』の対応を進めてまいります。

つきましては、一時的に負担いただく料金が下記の通りに変更になる場合がございますのでご確認ください。

【通所リハビリテーション(デイケア)ご利用の方】

- 1か月にご利用されるサービスの時間区分と回数に応じて以下の通り最大4回分

<1日あたりの金額(通常)>

利用区分	介護度	費用
6時間以上 7時間未満 (1日あたり)	要介護1	640円
	要介護2	767円
	要介護3	889円
	要介護4	1037円
	要介護5	1181円
リハビリテーション提供 体制加算		25円

<1日あたりの金額(臨時的な取扱い)>

利用区分	介護度	費用
8時間以上 9時間未満 (1日あたり)	要介護1	730円
	要介護2	862円
	要介護3	994円
	要介護4	1150円
	要介護5	1303円
リハビリテーション提供 体制加算		29円

※上記は1割負担での金額になります

【ショートステイご利用の方】

- ショートステイ利用日数を3で割った回数分に緊急短期入所受入加算として90単位を追加算定する(最大7日間)

例) 10日間のショートステイを利用した場合

利用日数 10日 ÷ 3 ≒ 4 (端数切上げ)

⇒緊急短期受入加算を4日分(90単位×4日分)追加算定

※1日あたりおよそ92円の増額となります(1割負担の場合)

当事業所の相談員よりご連絡をしておりますので、ご不明な点はお聞きください。今回の対応につきまして、ご理解ご協力をお願いいたします。